

手 続 キ ガ イ ド (死 亡)

R7.11

※松江市役所で必要な手続きを全て載せています。手続きの必要がない場合もあります。

※松江市(本庁)では、予約受付によって、市民課窓口でのワンストップで手続きが行えるようにしています。

(一部対応できない業務もあります。)

※必要なものをお持ちください。

※手続きによっては、委任状が必要な場合があります。

※窓口においていただく方の本人確認ができる書類(運転免許証、マイナンバーカードなど)をお持ちください。

	手続きの名称等	必要なもの	手続きできる方	担当窓口
戸籍 住民登録	■死亡届(済) □世帯主が亡くなられた場合は同一世帯の方で、①配偶者②直系卑属のうち年長者の順に世帯主が変更となります(特に手続きの必要はありません)。 世帯主を上記以外の方に変更したい場合は世帯主変更の手続きが必要です。 □印鑑登録をしていた → 登録証の返却	※同一世帯員でない場合は委任状 印鑑登録証	同一世帯員 ※同一世帯員でない場合は、委任状が必要 誰でも可能	本庁市民課(1階③) 各支所 市民生活課
国保 国民年金	□国民健康保険に加入していた →資格確認書の返却 →世帯主が亡くなられた場合は、同一世帯の加入者の資格確認書の差し替え ※同一世帯で国民健康保険の限度額適用認定証の交付を受けている方は、認定証の差し替え及び適用区分の変更がある場合があります。 →葬祭費の申請	国民健康保険資格確認書 通帳	同一世帯員または親族(葬祭費は喪主)	本庁保険年金課(1階) (給付管理係⑧、 国保・年金係⑨) 各支所 市民生活課
	□国民年金に加入、または受給していた →年金に関する手続き(未支給年金又は一時金請求、死亡届) ※来庁時に年金事務所へ確認してご案内します。該当しない場合もあります。	通帳 年金証書	生計を同じくしていた遺族(配偶者、子、父母等請求順位があります。)	
後期高齢者医療	□後期高齢者医療に加入していた →資格確認書の返却 →葬祭費支給申請(喪主へ支給します) →相続人代表指定届・保険料還付(払戻し)請求 (医療給付費等の登録口座を相続人の口座に変更します)(保険料が返還になることがあります) →高額療養費支給申請(該当があった場合は相続人代表者へ支給します) →高額療養費受領委任状(相続人代表者に受領委任いただきます) →高額介護合算療養費受領委任状(相続人代表者に受領委任いただきます) ※喪主又は相続人代表者以外の口座を登録される場合は、委任状が必要です。	後期高齢者医療資格確認書 口座番号のわかるもの(通帳等) 喪主または相続人代表者の印鑑	相続人代表者または喪主、その他	本庁保険年金課(1階) (高齢者医療係⑦) 各支所 市民生活課

	手続きの名称等	必要なもの	手続きできる方	担当窓口
児童福祉	<p>□児童手当を受けていた受給者、または手当の対象児童が亡くなった →受給者の変更手続き(※)、手当額の改定手続き ※亡くなった日の翌日から15日以内に手続きが必要です。</p> <p>□児童扶養手当または福祉医療(ひとり親世帯対象)の説明を受ける ※該当しない場合もあります。 →夫または妻が亡くなり、養育する子どもがいる →手当を受けていた受給者、もしくは手当の対象児童が亡くなった</p> <p>□福祉医療(ひとり親世帯対象)を受けていた →医療証の返却・資格喪失手続き</p> <p>□子ども医療費助成を受けていた児童が亡くなった →資格証の返却、資格喪失手続き</p> <p>□子ども医療費助成の受給資格者が亡くなった →受給資格者変更</p> <p>□小児慢性特定疾病医療費助成を受けていた受給者(小慢児童、患者)が亡くなった →受給者証の返却、資格喪失手続き</p> <p>□小児慢性特定疾病医療費助成を受けている受給者(小慢児童)の保護者(申請者)が亡くなった →記載事項変更手続き</p> <p>□小児慢性特定疾病医療費助成を受けている受給者(小慢児童、患者)の支給認定基準世帯員※が亡くなった ※国民健康保険または国民健康保険組合に加入の場合で、受給者と同じ医療保険に加入していた方 →支給認定申請(変更)手続き</p> <p>□しまね子育て応援パスポート(こっころ)の変更 または返還手続き ※該当しない場合もあります。</p> <p>□母子父子寡婦福祉資金を償還している →償還者の変更手続き、今後の償還方法について相談</p>	<p>(受給者死亡の場合) ・今後児童を養育する者の銀行口座が分かるもの ・児童の銀行口座が分かるもの ・今後児童を養育する者の保険情報のわかるもの(資格確認書、資格情報のお知らせなど)のコピー ※一部対象者のみ ※その他にも別途書類が必要となる場合があります (児童死亡の場合) ・必要なものなし</p> <p>(受給者・受給者の児童が死亡の場合) ・児童扶養手当証書 ※その他にも別途書類が必要となる場合があります</p> <p>福祉医療費医療証</p> <p>子ども医療費受給資格証</p> <p>・子ども医療費受給資格証 (被保険者死亡の場合) ・児童の新しい保険情報のわかるもの(資格確認書、資格情報のお知らせなど)</p> <p>小児慢性特定疾病医療受給者証(兼登録者証)</p> <p>・小児慢性特定疾病医療受給者証(兼登録者証) (健康保険が変更になった場合) ・保険情報のわかるもの(資格確認書、資格情報のお知らせなど)の写し</p> <p>小児慢性特定疾病医療受給者証(兼登録者証)</p> <p>こっころパスポート</p>	<p>(受給者死亡の場合) 今後児童を養育する者 (児童死亡の場合) 児童を養育していた者</p>	<p>本庁子育て給付課(1階⑪) 各支所 市民生活課</p>

	手続きの名称等	必要なもの	手続きできる方	担当窓口
	<p><input type="checkbox"/> 保育所・幼稚園等に入所・入園している児童がいる →世帯状況の変更の届出 ※入所申込をしている場合も世帯状況の変更の届出は必要です。</p> <p><input type="checkbox"/> 保育所保育料、幼保園保育料又は通園バス使用料の振替口座の名義人が死亡した場合 →振替口座の変更手続 ※振替口座の変更手続は金融機関で行ってください。</p>	通帳 通帳届出印	保護者	本庁保育所幼稚園課(1階⑪) 各支所 市民生活課
福祉	<p><input type="checkbox"/> 身体障がい者手帳・療育手帳・精神障がい者保健福祉手帳を持っていた →手帳返還手続き</p> <p><input type="checkbox"/> 特別児童扶養手当の受給者(保護者等)、または手当の対象児童が亡くなった →受給資格の喪失手続きまたは手当額の改定手続き</p>	手帳 	<p>誰でも可能</p> <p>[受給者が亡くなつた場合] 手当受給者の対象児童の通帳</p> <p>[手当の対象児童が亡くなつた場合] 手当受給者</p>	
	<p><input type="checkbox"/> 特別障がい者手当・障がい児福祉手当を受けていた →受給資格の喪失手続き</p> <p><input type="checkbox"/> 障がい者福祉タクシー利用券を持っていた →利用券の返還</p>	相続人の通帳 	相続人または同一世帯員	本庁障がい者福祉課(1階⑮) 各支所 市民生活課
	<p><input type="checkbox"/> 障がい者等優待ICOCAを持っていた →ICOCAの返還、またはアプリの削除</p>	障がい者等優待ICOCA	誰でも可能	
	<p><input type="checkbox"/> 自立支援医療受給者証を持っていた →受給者証の返還</p>	受給者証	相続人または同一世帯員	
	<p><input type="checkbox"/> 障がい福祉サービスの支給決定を受けていた →受給者証の返還</p>	受給者証	誰でも可能	
	<p><input type="checkbox"/> 福祉医療を受けていた →医療証(資格証)の返却、資格喪失手続き</p>	医療証 (資格証)	相続人または同一世帯員	
	<p><input type="checkbox"/> 「思いやり駐車場利用証」を持っていた →利用証の返還</p>	利用証	誰でも可能	

	手続きの名称等	必要なもの	手続きできる方	担当窓口
	<p><input type="checkbox"/> 特定医療費(指定難病)受給者証を持っていた → 受給者証の返還</p> <p><input type="checkbox"/> NHK放送受信料の減免を受けていた → NHK松江放送局へご連絡ください</p> <p><input type="checkbox"/> 恩給を受けていた → 総務省人事・恩給局へご連絡ください</p>	<p>※右記へご連絡ください</p> <p>※右記へご連絡ください</p> <p>※右記へご連絡ください</p>		<p>松江保健所医事・難病支援課 TEL:0852-23-1315</p> <p>NHK松江放送局 TEL:0852-32-0702</p> <p>総務省人事・恩給局 TEL:03-5273-1400</p>
介護	<p><input type="checkbox"/> 介護保険被保険者証を持っていた (40歳~64歳で介護認定がある方および65歳以上の方) → 介護保険被保険者証の返却</p> <p>→ 介護保険資格喪失届兼還付対象保険料振込申請書の記入</p> <p><input type="checkbox"/> 介護保険負担割合証を持っていた (介護認定がある方) → 介護保険負担割合証の返却</p> <p><input type="checkbox"/> 介護保険高額介護サービス費を受給していた または申請書が届いても申請していなかった → 口座変更届または支給申請書の記入</p> <p><input type="checkbox"/> 高齢者在宅福祉サービスを利用していた → 資格喪失・辞退届出書の記入 (対象事業:移送タクシー、訪問理美容サービス、安心ライフ援助、家族介護用品支給)</p>	<p>介護保険被保険者証 相続人代表者の口座番号のわかるもの</p> <p>介護保険負担割合証 相続人代表者の口座番号のわかるもの</p> <p>タクシーチケット、及び利用証(移送タクシーの場合)</p>	<p>誰でも可能</p> <p>誰でも可能</p> <p>誰でも可能</p> <p>誰でも可能</p>	本庁介護保険課(1階⑪) 各支所 市民生活課
税金	<input type="checkbox"/> 松江市に税金を納めていた → 今後の納付方法について相談(口座振替等)			本庁税務管理課(2階⑩)
	<input type="checkbox"/> お亡くなりになった方に配偶者がいる → 寡婦控除について		<p>【寡婦控除】 合計所得金額500万円以下の女性 市県民税が課税になる方</p> <p>【ひとり親控除】 合計所得金額500万円以下の方 市県民税が課税になる方 生計を一にする子(所得要件あり)がいる方</p>	本庁市民税課(2階⑫)
	<input type="checkbox"/> 原付バイク、ミニカー、小型特殊自動車などを所有していた → 名義変更または廃車の手続き	ナンバープレート	相続人(もしくは委任を受けた人)	本庁市民税課(2階⑪⑫) 各支所 市民生活課

	手続きの名称等	必要なもの	手続きできる方	担当窓口
ア	<input type="checkbox"/> 軽四輪を所有していた →島根県軽自動車検査協会での手続き Tel:050-3816-3083 <input type="checkbox"/> 軽二輪・二輪の小型自動車を所有していた →島根運輸支局 での手続き Tel:050-5540-2071			※左記へご確認ください
	<input type="checkbox"/> 固定資産を所有していた →相続人代表者指定の手続き		相続人	本庁固定資産税課(2階②)
	<input type="checkbox"/> 固定資産の相続による所有権移転登記をしたい →法務局での手続き ※市内の固定資産を所有している →松江地方法務局へ電話してください Tel:0852-32-4200 市外の固定資産を所有している →固定資産の所有地を管轄する各法務局へ		※左記へご確認ください	法務局へ ご相談ください
空き家	<input type="checkbox"/> 居住していた家屋が空き家になる →空き家の維持・管理及び今後の活用方法相談窓口 松江市住宅政策課 空家対策係 55-5346		※左記へご確認ください	本庁住宅政策課空家対策係(別館3階)
教育	<input type="checkbox"/> 小・中学生の子どもがいる →保護者名変更手続き(保護者が変更となる場合)		新たに保護者となる方	本庁教育委員会 学校教育課(第4別館3階)
生活	■宍道町以外 で水道・下水道をご利用の方 <input type="checkbox"/> 水道・下水道の 使用名義人 であった → 使用名義人の変更手続き (継続使用の場合) → 閉栓手続き(水道・下水道の使用を中止する場合)	お電話にてご確認ください 松江市上下水道局 お客さまセンター Tel:0852-55-4888	新たに使用名義人となる方 またはその家族 相続人等	上下水道局
	<input type="checkbox"/> 水道の 所有者 であった → 所有者の変更手続き (異動届の提出が必要)	お電話にてご確認ください 維持管理課給排水設備係 Tel:0852-55-4920	相続人等	
	■宍道町 で水道・下水道をご利用の方 <input type="checkbox"/> 水道・下水道の 使用名義人 であった → 使用名義人の変更手続き (継続使用の場合) → 閉栓手続き(水道・下水道の使用を中止する場合)	お電話にてご確認ください 斐川宍道水道企業団 Tel:0853-72-8215	新たに使用名義人となる方 またはその家族 相続人等 相続人等	斐川宍道水道企業団
	<input type="checkbox"/> 原子力災害に備えた安定ヨウ素剤の事前配布を受けている → 安定ヨウ素剤の返却	安定ヨウ素剤 (袋入)	相続人等	<p>【返却先】 本庁市民課(1階⑤) 各支所 市民生活課</p> <p>【安定ヨウ素剤について】 本庁原子力安全対策課 (西棟5階) Tel:0852-55-5616又は、健康推進課 (松江市保健福祉総合センター1階) Tel:0852-60-8162</p>
	<input type="checkbox"/> 犬を飼っていた→飼い主変更の手続き リサイクル都市推進課 Tel:0852-55-5281		新たに犬の飼い主となる方	環境センター リサイクル都市推進課(1階)

	手続きの名称等	必要なもの	手続きできる方	担当窓口
農業者年金	<input type="checkbox"/> 農業者年金に加入していた → 死亡一時金の受け取り手続き (※該当しない場合もあります) <input type="checkbox"/> 農業者年金を受けていた → 受給権者死亡届及び未支給年金請求手続き (※未支給請求は、該当しない場合もあります)	<ul style="list-style-type: none"> ・農業者年金被保険者証または農業者年金証書 ・死亡日を明らかにできる戸籍謄本等 ・請求者との続柄を確認できる戸籍謄本等(未支給年金・死亡一時金を請求する場合) 	相続人等 ※未支給年金・死亡一時金を請求する場合は、請求順位が最も高い者 ※問い合わせ先 JAしまねまたは松江市農業委員会事務局	本庁農政課農業委員会事務局(第4別館2階)
農地	<input type="checkbox"/> 農地を所有していた → 農地を相続した旨の届出 (※法務局での相続登記が完了してからの手続きになります)	相続登記が完了したことが分かるもの(土地の全部事項証明、登記完了証の写しなど)	相続人等	本庁農政課農業委員会事務局(第4別館2階)
森林	<input type="checkbox"/> 森林(県が策定する地域森林計画の対象となるいる森林)を所有していた → 森林を相続した旨の届出 (※相続登記が完了してからの手続きになります)	<ul style="list-style-type: none"> ・その森林の土地の権利を取得したことが分かる書類(登記事項証明書等) ・その森林の土地の位置を示す図面(任意の図面に大まかな位置を記入) 	相続人	本庁農林基盤整備課(第4別館2階)
市営墓地	<input type="checkbox"/> 市営墓地の使用者であった → 使用者の承継手続き(承継の申請が必要です)	<ul style="list-style-type: none"> ・前使用者の死亡記載のある住民票または除籍謄本 ・前使用者と承継者との続柄(関係)がわかる戸籍謄本または抄本 ・承継者の世帯全員の住民票(本籍地、続柄記載のもの) ・墓所使用許可書(前使用者名義のもの) 	墓地使用权承継者本人またはその同一世帯員	本庁市民課(1階⑥)

その他、市役所以外での主な手続きを参考として載せています。

該当する手続きについては各窓口にお問い合わせください。

- ・遺言書の検認・開封
- ・相続放棄の申立
- ・不動産の所有権移転登記
- ・生命保険等の請求
- ・預貯金口座の凍結／解凍手続き
- ・株式の名義変更
- ・国債の記名変更／償還金受領

- ・電気・ガス料金
- ・固定電話
- ・携帯電話
- ・インターネット
- ・ケーブルテレビ
- ・クレジットカード

名義変更／解約手続き